

発議案第 2 号

匝瑳市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、匝瑳市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 7 年 3 月 18 日提出

匝瑳市議会議長 行木 光一 様

提出者	匝瑳市議会議員	近藤	魁人
賛成者	匝瑳市議会議員	武田	光由
	〃	内山	隼人
	〃	石橋	春雄
	〃	平山	政利

提案理由

発議案第 2 号

匝瑳市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び刑法の一部改正に伴い、所要の条文の整備をいたしたく、別紙のとおり提案いたすものであります。

匝瑳市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 匝瑳市議会個人情報保護条例（令和5年匝瑳市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第30条」を削り、同項の表第39条第1項第1号の項右欄中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第19条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第49条において」を削る。

第28条第2項中「この章において」を削る。

第32条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第33条第3項中「この章において」を削る。

第39条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第40条第3項中「この章において」を削る。

第48条中「第4章」を「前章」に改める。

第49条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第2条 匝瑳市議会個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第54条から第56条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は同年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

(参考)

匠瑳市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表（第１条関係）

改 正 後			改 正 前		
第１条 略 （定義） 第２条 略 ２・３ 略 ４ この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第３章まで及び第６章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、匠瑳市情報公開条例（平成１８年匠瑳市条例第１０号_____）第２条第２号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。 ５～９ 略 １０ この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。 <u>第１２条第５項において「番号利用法」という。</u> ） <u>第２条第９項</u> に規定する特定個人情報をいう。 １１～１３ 略 第３条～第１１条 略 （利用及び提供の制限） 第１２条 略 ２～４ 略 ５ 保有特定個人情報に関しては、第２項第２号から第４号まで_____の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			第１条 略 （定義） 第２条 略 ２・３ 略 ４ この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第３章まで及び第６章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、匠瑳市情報公開条例（平成１８年匠瑳市条例第１０号。 <u>以下「情報公開条例」という。</u> ）第２条第２号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。 ５～９ 略 １０ この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。 <u>以下_____「番号利用法」という。</u> ） <u>第２条第８項</u> に規定する特定個人情報をいう。 １１～１３ 略 第３条～第１１条 略 （利用及び提供の制限） 第１２条 略 ２～４ 略 ５ 保有特定個人情報に関しては、第２項第２号から第４号まで <u>及び第３０条</u> の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
第１２条第１項～第１２条第２項第１号の項 略			第１２条第１項～第１２条第２項第１号の項 略		

第39条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第39条第1項第2号の項略		

第13条～第16条

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 略

2 略

（1） 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ～キ 略

（2）・（3） 略

3 略

第18条 略

（開示請求権）

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、_____自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

第39条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第39条第1項第2号の項略		

第13条～第16条

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 略

2 略

（1） 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生_____に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ～キ 略

（2）・（3） 略

3 略

第18条 略

（開示請求権）

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下_____「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下_____「開示請求」という。）をすることができる。

第20条～第27条 略

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第28条 略

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定（以下_____「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

（1）・（2） 略

3 略

第29条～第31条 略

（訂正請求権）

第32条 略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下_____「訂正請求」という。）をすることができる。

3 略

（訂正請求の手続）

第33条 略

2 略

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下_____「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

第34条～第38条 略

（利用停止請求権）

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定め

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第49条において「開示請求」という。）をすることができる。

第20条～第27条 略

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第28条 略

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

（1）・（2） 略

3 略

第29条～第31条 略

（訂正請求権）

第32条 略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第49条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 略

（訂正請求の手続）

第33条 略

2 略

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

第34条～第38条 略

（利用停止請求権）

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定め

る措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下_____「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

（１）・（２） 略

２ 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下_____「利用停止請求」という。）をすることができる。

３ 略
（利用停止請求の手続）

第４０条 略

２ 略

３ 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下_____「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

第４１条～第４７条 略
（適用除外）

第４８条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第４節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第４９条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

以下 略

る措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

（１）・（２） 略

２ 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第４９条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

３ 略
（利用停止請求の手続）

第４０条 略

２ 略

３ 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

第４１条～第４７条 略
（適用除外）

第４８条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第４章（第４節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第４９条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定_____その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

以下 略

(参考)

匠瑳市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 後	改 正 前
第1条～第53条 略 第54条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 以下 略	第1条～第53条 略 第54条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 以下 略